

連絡運輸規則 新旧対照表

改 定	現 行	備 考
<p>連絡運輸規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第44号</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 社 当社線と連絡運輸を行う他の運輸機関で、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 阪神電気鉄道株式会社（以下「阪神」という。）</p> <p>イ 京阪電気鉄道株式会社（以下「京阪」という。）</p> <p>ウ 近畿日本鉄道株式会社（以下「近鉄」という。）</p> <p>エ 南海電気鉄道株式会社（以下「南海」という。）</p> <p>オ 阪急電鉄株式会社（以下「阪急」という。）</p> <p>カ 北大阪急行電鉄株式会社（以下「北急」という。）</p> <p>キ 泉北高速鉄道株式会社（以下「泉北」という。）</p> <p>ク 大阪モノレール株式会社（以下「大阪モノレール」という。）</p> <p>ケ 西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR西日本」という。）</p> <p><u>コ</u> 伊丹市交通局（以下「伊丹市交」という。）</p> <p><u>サ</u> 神戸市交通局（以下「神戸市交」という。）</p> <p><u>シ</u> 京都市交通局（以下「京都市交」という。）</p> <p>別表1 連絡運輸の範囲</p>	<p>連絡運輸規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第44号</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 社 当社線と連絡運輸を行う他の運輸機関で、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 阪神電気鉄道株式会社（以下「阪神」という。）</p> <p>イ 京阪電気鉄道株式会社（以下「京阪」という。）</p> <p>ウ 近畿日本鉄道株式会社（以下「近鉄」という。）</p> <p>エ 南海電気鉄道株式会社（以下「南海」という。）</p> <p>オ 阪急電鉄株式会社（以下「阪急」という。）</p> <p>カ 北大阪急行電鉄株式会社（以下「北急」という。）</p> <p>キ 泉北高速鉄道株式会社（以下「泉北」という。）</p> <p>ク 大阪モノレール株式会社（以下「大阪モノレール」という。）</p> <p>ケ 西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR西日本」という。）</p> <p><u>コ</u> <u>阪急バス株式会社（以下「阪急バス」という。）</u></p> <p><u>サ</u> 伊丹市交通局（以下「伊丹市交」という。）</p> <p><u>シ</u> 神戸市交通局（以下「神戸市交」という。）</p> <p><u>ス</u> 京都市交通局（以下「京都市交」という。）</p> <p>別表1 連絡運輸の範囲</p>	

II 鉄軌道自動車線連絡

1 自動車線・阪急・当社線の3線連絡

(1) 発売範囲

伊丹市交、神戸市交、京都市交			阪急			当社線		
路線	発売範囲	接続駅	路線	発売範囲	接続駅	路線	発売範囲	接続駅
阪急が自動車線各社と定める路線及び接続駅			I 鉄軌道連絡 7 阪急電鉄連絡（梅田接続）及び8 阪急電鉄連絡（天神橋筋六丁目接続）に定めるとおりとする。					

2 自動車線・阪急・当社線・京阪の4線連絡

(1) 発売範囲

伊丹市交、神戸市交、京都市交			阪急			当社線		京阪	
路線	発売範囲	接続駅	路線	発売範囲	接続駅	接続駅	接続駅	路線	発売範囲
阪急が自動車線各社と定める路線及び接続駅			I 鉄軌道連絡 13 阪急・当社線・京阪の3線連絡に定めるとおりとする。						

3 自動車線・阪急・当社線・南海の4線連絡

II 鉄軌道自動車線連絡

1 自動車線・阪急・当社線の3線連絡

(1) 発売範囲

<u>阪急バス</u> 、伊丹市交、神戸市交、京都市交			阪急			当社線		
路線	発売範囲	接続駅	路線	発売範囲	接続駅	路線	発売範囲	接続駅
阪急が自動車線各社と定める路線及び接続駅			I 鉄軌道連絡 7 阪急電鉄連絡（梅田接続）及び8 阪急電鉄連絡（天神橋筋六丁目接続）に定めるとおりとする。					

2 自動車線・阪急・当社線・京阪の4線連絡

(1) 発売範囲

<u>阪急バス</u> 、伊丹市交、神戸市交、京都市交			阪急			当社線		京阪	
路線	発売範囲	接続駅	路線	発売範囲	接続駅	接続駅	接続駅	路線	発売範囲
阪急が自動車線各社と定める路線及び接続駅			I 鉄軌道連絡 13 阪急・当社線・京阪の3線連絡に定めるとおりとする。						

3 自動車線・阪急・当社線・南海の4線連絡

(1) 発売範囲

伊丹市交、神戸市交			阪急			当社線	南海		
路線	発売範囲	接続駅	路線	発売範囲	接続駅	接続駅	接続駅	路線	発売範囲
阪急が自動車線各社と定める路線及び接続駅			I 鉄軌道連絡 14 阪急・当社線・南海の3線連絡に定めるとおりとする。						

附 則

この規則は、2023年9月1日から施行する。

(1) 発売範囲

<u>阪急バス</u> 、伊丹市交、神戸市交			阪急			当社線	南海		
路線	発売範囲	接続駅	路線	発売範囲	接続駅	接続駅	接続駅	路線	発売範囲
阪急が自動車線各社と定める路線及び接続駅			I 鉄軌道連絡 14 阪急・当社線・南海の3線連絡に定めるとおりとする。						

—

—